

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年一月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 奥

広 文

<p>路 線 名</p>	<p>菅谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡小川町大字中爪字東稲 岡八七九番一地先から 同郡同町大字下横田字向ノ前 一九五番三地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和七年一月二十一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十八年五月三十一日付け埼玉県東 松山県土整備事務所長告示第八号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一・九〇メートル。</p>